

岡山インターナショナルサーキットレーシングクラブ会員規約

Okayama International Circuit Racing Club (OIRC)

第1条 (名称)

本クラブは、岡山インターナショナルサーキットレーシングクラブ（以下、「OIRC」という）と称する。

第2条 (目的)

OIRC会員が安全かつ純粋にモータースポーツを楽しみ、岡山国際サーキットの施設利用を通じて、利用者間の親睦とモータースポーツの振興・発展・社会への貢献、そしてモータースポーツを通じた青少年の健全な育成を目的とする。

第3条 (事務局所在地)

OIRC事務局は、「岡山国際サーキット内」に置く。

住所：〒701-2612 岡山県美作市滝宮 1210

TEL) 0868-74-2900 (FAX) 0868-74-2600

第4条 (会員種類・資格)

OIRCの会員種類・資格は、別途定めるものの他、次の通りとする。

1. ライセンス区分

- ・ 2輪 : 原付以上運転免許証所持者もしくはMFJロードレースライセンス所持者
- ・ 4輪 : 普通自動車運転免許証所持者もしくはJAF国内Aライセンス以上の所持者
(4輪会員はカート会員資格も有する)
- ・ カート : JAFカートライセンス所持者 (普通自動車運転免許未所持者)
- ・ パワークラブ : 普通自動二輪運転免許証所持者
(一般公道において運転する車両排気量に合致した運転資格を有していること)
- ・ 4Vクラブ : 普通自動車運転免許証所持者

2. 前項1. の区分別資格にあてはまらない場合は、OIRC所定のライセンス講習を終了し合格した場合に資格が与えられる。(但し、パワークラブ・4Vクラブはこの限りではない)

第5条 (入会手続き)

1. OIRCに入会するには、所定の入会申込書に必要事項を記入（誓約欄内容確認署名）の上、OIRC事務局に提出するとともに、OIRC事務局の指定する講習会を受講し、所定の入会金を納入しなければならない。
また、OIRCは諸物価の変動やその他の理由により、諸費用の金額を適宜、改定しうるものとする。
2. 前項に定める全ての手続き完了を確認し、OIRC事務局において会員たるに相応しい者であると認めた場合に、入会申込者はOIRC会員の資格を取得できる。入会者のOIRC会員取得を証するため、当該会員に対しOIRC事務局よりライセンス(会員証)が発行される。
3. 入会者が未成年の場合は、親権者の承諾を必要とする。この場合、入会申込書の承諾欄に親権者が署名・捺印(実印)する。

第6条 (会員資格の更新)

1. ライセンス有効年の翌1月末までがライセンス有効期間とし会員資格が適用される。
2. 更新手続きは岡山国際サーキットサポーターズクラブカード会員(以下『SC会員』という)と非会員によって以下の通り異なる。
3. SC会員の場合
 - ・ ライセンス有効年の翌年1月にSCカード自動引落にて次年度の更新料金を支払うこととする。
 - ・ 退会する場合は有効年の11月末日迄にOIRC事務局に退会の意思を連絡すること。
連絡のない場合は自動継続と見なされ更新料金は返還されないものとする。
4. 非SC会員の場合
ライセンス期限満了までに所定の更新料金をOIRC事務局に支払い更新手続きを行う。
ただし期限満了を過ぎて手続きを行った場合は、期限満了から手続きを終了するまでの期間は会員資格は適用されない。

第7条 (ライセンス〔会員証〕)

1. O I R C会員は、入会時に発行・交付を受けたライセンスを岡山国際サーキット利用時には、常時携帯しO I R C事務局から申し出があれば速やかに提示すること。
2. ライセンスの貸与および譲渡は、理由の如何を問わず一切禁止とする。
3. 万一、ライセンスを紛失した場合は、速やかにO I R C事務局に届け出て、所定の再発行手続きを行うものとする。なお、再発行に要する費用は当該会員が負担するものとする。
3. 会員がO I R Cを退会する場合には（本規約第9条により除名された場合を含む）する場合には、直ちにライセンスをO I R C事務局に返還しなければならない。

第8条 (会員の義務)

会員は、下記に定める義務を遵守する。

1. 岡山国際サーキットの安全の諸規則、本規約その他のO I R C諸規則を遵守し、岡山国際サーキット利用時にはO I R C事務局及び株式会社岡山国際サーキットの従業員・雇用者の指示に従うものとする。
2. O I R C事務局に提出する入会申込書や諸届けを作成するにあたり、名義を偽ったり、虚偽の記載や申告を行ってはならない。
2. O I R Cの秩序を乱したり、或いはO I R Cや他の会員の名誉を傷つけるなど、会員として品位を損なう行為（損なうおそれがあるとO I R C事務局が認めた場合を含む）を行ってはならない。
3. 走行中のクラッシュパッドやタイヤバリア破損等、またサーキット利用中に施設及びその備品を破損した場合、その損害を賠償し、復旧に要する費用（火災時の消火器使用等を含む）を支払わねばならない。
5. O I R Cに支払うべき年会費を納入期限までに支払うものとする。
6. 住所・氏名・連絡先等の登録事項に変更が生じた場合は、速やかにO I R C事務局に変更届を提出すること。
7. その他、O I R C会員のサーキット利用等に関しO I R C事務局が適宜行う個別の指示に従うものとする。

第9条 (会員資格の停止・除名等)

1. O I R C会員が第8条に定める義務の遵守を怠るなど行った場合は、O I R C事務局は当該会員に注意を喚起するとともに、当該会員の会員資格を一時的に停止することができる。
2. O I R C会員の義務違反の程度が著しい等、特別の理由がある場合には、O I R C事務局は当該会員を除名することが出来るものとする。その場合にO I R Cは当該会員に対して会費の返金義務はないものとする。

第10条 (走行予約とキャンセル料)

1. スポーツ走行を行う場合は前日までに走行予約を行うこと。走行予約の無い場合は所定の当日料金が適用される。
2. 予約した走行時間の走行券を購入しなかった場合に所定のキャンセル料を支払わねばならない。

第11条 (スポーツ走行傷害保険)

1. スポーツ走行中のコース内での事故を対象とし、見舞金の支払いが行われる。
2. O I R C会員はO I R C事務局が選定するスポーツ走行傷害保険の補償対象となるものとする。なお、保障内容は変更する場合がある。
3. 補償額は事故の多発等により、やむを得ず変更する場合があり、その場合は走行前には告知するものとする。

第12条 (改正・告知等)

1. 本規定に定めなき事項およびO I R Cの運営・管理上必要な細則については、O I R C事務局において適宜定め、必要に応じて改定・変更することができる。
2. 前項の制定・改正（本規約の制定も含む）を行った場合には、O I R C事務局内に掲示するなどの方法により会員に周知するものとし、各制定・改正後の規約（本規約も含む）は、全てのO I R C会員に適応されるものとする。

第13条 (適用)

本規約は、2008年 1月 1日制定。

2008年 8月16日改定。

2010年 2月 1日改定。

2011年 1月 2日改定。

2011年 9月 1日付則。